

## ●税務と経理処理について

### ●法人の場合

(法人税法施行令第135条)(所得税法施行令第64条)

法人が負担した掛金は、全額損金に参入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。

### ●個人事業所の場合

(所得税法施行令第64条)

個人事業主が負担した掛金は全額必要経費に計上でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。

## ●特定退職金共済制度 給付金額試算表

### 退職給付金および遺族給付金額試算表

(単位：円)

加入年数	1 年		3 年		5 年		10 年	
	退職給付金	遺族給付金	退職給付金	遺族給付金	退職給付金	遺族給付金	退職給付金	遺族給付金
1年	11,200	21,200	33,600	63,600	56,000	106,000	112,000	212,000
2年	22,480	32,480	67,440	97,440	112,400	162,400	224,800	324,800
3年	33,840	43,840	101,520	131,520	169,200	219,200	338,400	438,400
4年	45,280	55,280	135,840	165,840	226,400	276,400	452,800	552,800
5年	56,800	66,800	170,400	200,400	284,000	334,000	568,000	668,000
6年	68,400	78,400	205,200	235,200	342,000	392,000	684,000	784,000
7年	80,080	90,080	240,240	270,240	400,400	450,400	800,800	900,800
8年	91,840	101,840	275,520	305,520	459,200	509,200	918,400	1,018,400
9年	103,690	113,690	311,070	341,070	518,450	568,450	1,036,900	1,136,900
10年	115,610	125,610	346,830	376,830	578,050	628,050	1,156,100	1,256,100
15年	176,520	186,520	529,560	559,560	882,600	932,600	1,765,200	1,865,200
20年	239,590	249,590	718,770	748,770	1,197,950	1,247,950	2,395,900	2,495,900
25年	304,890	314,890	914,670	944,670	1,524,450	1,574,450	3,048,900	3,148,900
30年	372,510	382,510	1,117,530	1,147,530	1,862,550	1,912,550	3,725,100	3,825,100

### 退職年金月額試算表

(単位：円)

加入年数	年金月額(10年間支給)		
	10 年	15 年	20 年
10年	10,020	15,030	20,040
15年	15,300	22,950	30,600
20年	20,770	31,155	41,540
25年	26,430	39,645	52,860
30年	32,290	48,435	64,580

- 注) 1. 年の途中で退職されたときの退職給付金は月単位で計算された額となります。  
 2. 退職給付金等は商工会議所特定退職金共済制度規程に基づく金額ですが、経済変動等により将来改定されることがあります。  
 3. 年金は、年4回(2、5、8、11月)、3ヵ月分をまとめてお支払いします。  
 4. 上記給付額表は平成25年12月1日より適用しています。

## ●北九州市内企業のモデル退職金(北九州商工会議所 平成30年度北九州の賃金より)

全産業・全規模

(単位：千円)

退職時の役職	勤続年数	集計社数	会社都合		退職時の役職	勤続年数	集計社数	会社都合		退職時の役職	勤続年数	集計社数	会社都合	
			支給総額(目安)	自己都合退職				支給総額(目安)	自己都合退職				支給総額(目安)	自己都合退職
部長級(男性)	10	70	1,705	1,196	係長級(男性)	10	72	1,506	1,076	一般(男性)	10	79	1,320	931
	20	72	4,328	3,310		20	81	3,963	3,121		20	80	3,553	2,786
	30	85	7,533	6,394		30	80	6,884	5,785		30	77	6,695	5,352
	定年	72	10,910			定年	82	9,800			定年	71	9,407	
部長級(女性)	10	47	1,620	1,147	係長級(女性)	10	53	1,422	1,028	一般(女性)	10	56	1,239	884
	20	48	4,303	3,271		20	58	3,709	2,884		20	56	3,394	2,565
	30	52	7,759	6,399		30	58	6,781	5,606		30	58	6,581	5,144
	定年	53	10,519			定年	57	9,585			定年	56	9,470	

## ●委託生命保険会社

アクサ生命保険株式会社	541-0582 (幹事会社)	76.91%	住友生命保険相互会社	531-2883	1.10%
大同生命保険株式会社	521-0786	15.38%	日本生命保険相互会社	531-5334	1.01%
第一生命保険株式会社	541-3281	2.61%	富国生命保険相互会社	551-0412	0.66%
	642-5040		大樹生命保険株式会社	551-3102	0.63%
ジブラルタ生命保険株式会社	551-3631	1.70%			

※上記の委託生命保険会社は各ご加入者の加入保険金額のうち、それぞれの委託割合(シェア)による保険契約上の責任を負います。また、委託生命保険会社および委託割合は変更することがあります。(上記の「委託割合」は令和2年3月現在のものです。)

## ●掛金取扱金融機関(主な金融機関)

福岡銀行 西日本シティ銀行 福岡ひびき信用金庫 北九州銀行 福岡中央銀行 大分銀行 親和銀行

この制度についてのお問い合わせは

### 北九州商工会議所 会員・共済課

〒802-8522 北九州市小倉北区紺屋町13-1  
TEL 093-541-0182 FAX 093-531-1799

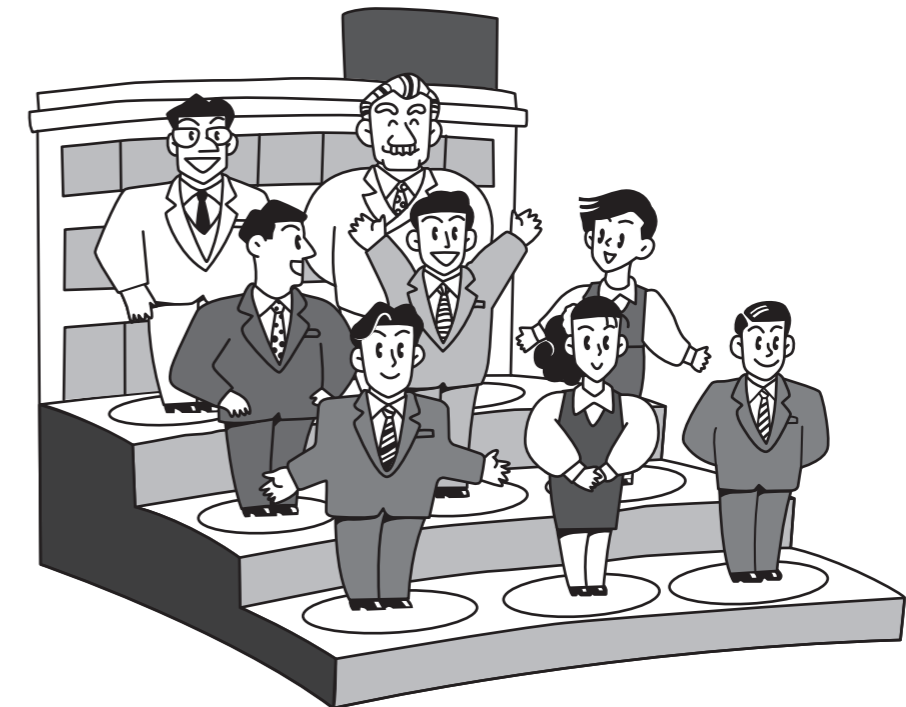
真事業所の担当生命保険会社ならびに担当者は下記のとおりです。

# 特定退職金共済制度

ご加入・増員 のおすすめ

着々とそなえて

企業も従業員も将来が安心



### 【個人情報のお取り扱いについてのお知らせ】

特定退職金共済制度におきましては、共済契約者となる事業主ならびに被共済者となる従業員の方々の個人情報を次のとおり取り扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。

- ①被共済者の個人情報(氏名・性別・生年月日等)は、被共済者の同意に基づき、共済契約者から特定退職金共済団体に提供されます。
- ②特定退職金共済団体は、共済契約者より提供を受けた共済契約者および被共済者の個人情報について、特定退職金共済事業の運営、各種サービスのご案内・提供のために使用するとともに、共済契約者および被共済者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している新企業年金保険を引き受けるアクサ生命保険株式会社(当該保険契約の事務幹事会社。以下、「アクサ生命」という。))およびその他の引受保険会社(以下、「共同取扱会社」という。)に提供します。
- ③アクサ生命および共同取扱会社(以下、「引受保険会社」という。))は、特定退職金共済団体から提供を受けた共済契約者ならびに被共済者の個人情報を保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、給付金等のお支払い、関連会社・提携会社を含む各商品・サービスのご案内、提供、ご契約の維持管理、業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他の保険に関連・付随する業務のために使用します。また、アクサ生命は、特定退職金共済団体をはじめ共済契約者、ならびに共同取扱会社に対し上記目的の範囲内で個人情報を提供します。
- ④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き特定退職金共済団体、引受保険会社においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取り扱われます。
- ⑤新企業年金保険契約の引受保険会社に変更される場合は、共済契約者および被共済者の個人情報が変更後の生命保険会社に提供され引き継がれます。



伸びる企業 進む技術に 確かな情報  
北九州商工会議所

## 賃金の支払の確保等に関する法律



「賃金の支払の確保等に関する法律」(昭和51年法律第34号)にもとづき、52年4月1日より、事業主は、退職金支払いのための保全措置を講ずるよう要請されておりますが、この特定退職金共済制度に加入した事業所については、その必要がありません。

この制度は北九州商工会議所が地区内事業所のご発展を願っておおくりする福祉事業の一つで、所轄税務署長の承認を得て実施しております。従業員への福利厚生を充実させ、勤労意欲をたかめ、人材を確保して事業の安定成長をはかることを目的とした制度で、次のような特色を備えております。

## 制度の特色

### ①掛金は1人月額30,000円まで非課税です。

この制度は所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済制度」として、所轄税務署長の承認を得ています。したがって事業主が負担する掛金は、1人月額30,000円まで損金または必要経費に計上できます。しかも従業員の給与になりません。(所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条)

### ②過去勤務期間の通算の取扱いができます。

この制度に新規加入する事業所の場合、以前から勤続している従業員については、過去勤務期間の通算の取扱いを受けることによって、実際の勤務期間に応じた退職金を支給することができます。

●過去勤務期間通算……最高10年間 ●過去勤務通算口数……最高30口(30,000円)

この取扱いによる掛金は全額損金または必要経費に計上できます。

- ③この制度を採用することにより、退職金制度が容易に確立できます。
- ④毎月定額の掛金を支払うだけで将来支払うべき退職金を計画的に準備できます。
- ⑤退職金制度の確立は従業員の確保と定着化をはかり、企業経営の発展に役立ちます。
- ⑥中小企業退職金共済制度との重複加入も認められます。ただし他の特定退職金共済制度との重複加入は認められません。
- ⑦中小企業退職金共済制度ならびに他の特定退職金共済制度との通算をすることができます。(被共済者単位、事業所単位)
- ⑧他の特定退職金共済制度との間で、住所移転等に伴う通算もできます。(事業所単位)

注) ⑦ ⑧の退職金の通算をする場合は、退職の前に必ず商工会議所へご相談ください。

## 掛 金

### ●基本掛金月額

従業員1人につき1口1,000円で、最高30口まで加入できます。(掛金には1口につき50円の運営事務費が含まれています。)

### ●口数の増加

お申出により30口を限度として加入口数を増加させることができます。

※この制度の掛金は全額事業主負担です。

### ●掛金の運用

当共済制度は北九州商工会議所が生命保険株式会社と締結した新企業年金保険契約に基づき運営します。

※掛金として、払い込まれた金額(運用益を含む)は事業主に対しては、いかなる理由があっても返還されません。

## 給付金

●この制度の給付金はつぎのいずれかとなります。

### ①退職給付金

加入従業員(被共済者)が退職したとき、退職給付金が支払われます。

### ②遺族給付金

加入従業員(被共済者)が死亡したときには、退職給付金に加入口数1口あたり10,000円を加えた遺族給付金が遺族に対して支払われます。

### ③退職年金

加入従業員(被共済者)が加入期間10年以上で退職したとき、希望により退職年金が10年間支払われます。ただし、年金月額が10,000円未満の場合は一時金にて支払います。

### ●給付金の受取人

この制度の給付金の受取人は加入従業員(被共済者)です。給付金は、加入従業員指定の口座に振り込んで支払います。なお、本人死亡のときは労働基準法施行規則に定める遺族補償の順位によります。

### ●解約手当金

やむを得ず途中で契約を解約した場合、解約手当金(退職給付金と同額)を、加入従業員(被共済者)に支払います。解約手当金は、加入従業員指定の口座に振り込んで支払います。

## 制度の取扱い

### ●加入できる事業主 [共済契約者]

当商工会議所の地区内にある事業主(事業所)であれば、誰でも従業員(専従者控除の対象者を除く)を加入させることができます。(ただし、満15歳から85歳未満の方)

### ●加入するときは [任意包括加入]

この制度に加入するかしないかは、事業主の任意ですが、加入する場合には、全従業員を加入させなければなりません。なお、個人事業主、法人の役員(使用人兼務役員を除く)もしくは個人事業主と生計を一にする親族は、この制度に加入できません。なお、次のような人は加入させなくてもさしつかえありません。

\*期間を定めて雇われている者 \*試用期間中の者 \*パートタイマーのように労働時間の特に短い者  
\*季節的な仕事のため雇われている者 \*非常勤の者 \*休職中の者

### ●加入手続

事業主が、対象となる従業員を被共済者として、所定の加入申込書により、毎月10日までに商工会議所に申し込んでください。掛金は月払いで、ご指定の市内金融機関の口座より自動的に振替させていただきます。

〈例〉4月10日締切分→5月15日掛金振替→6月分掛金(振替日が土・日・祝の場合翌営業日)

《ご注意》2ヵ月連続して銀行振替が出来なかった場合は脱退のお取扱いとなります。

### ●加入者票の発行

加入従業員(被共済者)に対しては、「特定退職金共済制度被共済者証」を発行します。

### ●給付金の請求

加入従業員(被共済者)が退職等により給付金請求事由が発生したときは、担当生命保険会社又は商工会議所へ速やかに連絡ください。

## 過去勤務期間通算の手続

①特定退職金共済制度過去勤務期間通算制度申込書(所定)の提出

②過去勤務通算期間の決定  
入社日から制度加入日までの期間を「過去勤務通算期間」として従業員ごとに設定してください。10年間を限度とし、1年未満は切捨てます。

③過去勤務通算口数の決定  
過去勤務通算口数は30口(30,000円)を限度とし、基本掛金口数もしくはそれ以下の口数で設定してください。

④過去勤務掛金とその払込期間

過去勤務掛金は通算期間、通算口数および払込期間により、個人ごとに計算されます。

◎払込期間：過去勤務通算期間は同一年数です。ただし、通算期間が5年以上の場合は5年とします。

過去勤務通算期間	1年	2年	3年	4年	5~10年
払込期間	1年	2年	3年	4年	5年